

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
<p>Bank Pay 取引規定</p> <p>(中略)</p> <p>1 の 2. (公金納付)</p> <p>(1) 機構所定の Bank Pay 公的加盟機関規約 (以下「BP 公的加盟機関規約」といいます。) を承認のうえ、BP 公的加盟機関規約所定の BP 公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関 (以下「BP 加盟機関銀行」といいます。) と BP 公的加盟機関規約所定の Bank Pay 公的加盟機関契約を締結した法人 (以下「BP 公的加盟機関」といいます。) に対して、BP 公的加盟機関規約に定める BP 公的加盟機関に対する公的債務 (以下「公的債務」といいます。) の支払いのために、利用者が利用者アプリ等を機構所定の方法で操作した場合には、BP 加盟機関銀行が当該公的債務の立替払を行うものとします。この場合、利用者は、BP 加盟機関銀行に対して、当該立替払いの費用に係る補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の引落しによって支払うものとし、これら一連の取引についても Bank Pay 取引に含まれるものとします。但し、当該 Bank Pay 公的加盟機関規約の定めに基づき、登録預金口座が BP 公的加盟機関で利用できない場合があります。</p> <p>(2) 前項の定めに基づく Bank Pay 取引については、「BP 加盟店」を「BP 公的加盟機関」、「BP 加盟店銀行」を「BP 加盟機関銀行」、「売買取引債務」を「公的債務」とそれぞれ読み替えた上で、この規定 (第 3 条第 4 項第 3 号及び第 4 条を除く。) を適用するものとします。</p>	<p>Bank Pay 取引規定</p> <p>第 1 章 Bank Pay 取引</p> <p>(中略)</p> <p>1 の 2. (公金納付)</p> <p>(1) 利用者が、次の各号のうちのいずれかの者 (以下「BP 公的加盟機関」といいます。) に対して、機構所定の Bank Pay 公的加盟機関規約 (以下「BP 公的加盟機関規約」といいます。) に定める BP 公的加盟機関に対する公的債務 (以下「公的債務」といいます。) の支払いを行うために、利用者アプリ等を機構所定の方法で操作した場合には、第 1 号においては BP 加盟機関銀行が、第 2 号においては BP 決済代行機関が当該公的債務の立替払を行うものとします。この場合、利用者は、BP 加盟機関銀行に対して、当該立替払いの費用 (第 2 号においては BP 加盟機関銀行が BP 決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用) に係る補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の引落しによって支払うものとし、これら一連の取引についても Bank Pay 取引に含まれるものとします。但し、当該 Bank Pay 公的加盟機関規約の定めに基づき、登録預金口座が BP 公的加盟機関で利用できない場合があります。</p> <p>① BP 公的加盟機関規約を承認のうえ、BP 公的加盟機関規約所定の BP 公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関 (以下「BP 加盟機関銀行」といいます。) と BP 公的加盟機関規約所定の Bank Pay 公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
<p>(中略)</p> <p>4 の 2. (立替払の場合の特則)</p> <p>(1) 立替払方式の場合は、利用者が利用者アプリ等において第 3 条第 2 項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店銀行が利用者に代わって売買取引債務を支払う旨の契約が利用者と当該 BP 加盟店との間で成立するものとし、この契約も Bank Pay 取引契約に含めるものとします。また、この場合、当該 BP 加盟店銀行は自ら又は BP 直接加盟店もしくは BP 任意組合を通じて当該売買取引債務の立替払をするものとし、利用者は第 1 条第 2 項及び第 1 条の 2 第 1 項に基づき当該 BP 加盟店銀行に対して負担する補償債務を、登録預金口座からの引落</p>	<p>② BP 公的加盟機関規約を承認のうえ、BP 公的加盟機関規約所定の BP 決済代行機関と同規約所定の Bank Pay 間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、BP 公的加盟機関規約所定の当該 Bank Pay 間接公的加盟機関契約の定めに基づき、登録預金口座を、BP 間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。</p> <p>(2) 前項の定めに基づく Bank Pay 取引については、「BP 加盟店」を「BP 公的加盟機関」、「BP 直接加盟店」を「BP 決済代行機関」、「BP 加盟店銀行」を「BP 加盟機関銀行」、「売買取引債務」を「公的債務」、「加盟店端末」を「BP 公的加盟機関に設置された機構所定の端末」とそれぞれ読み替えた上で、この規定 (第 3 条第 4 項第 3 号および第 4 条を除く。) を適用するものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>4 の 2. (立替払の場合の特則)</p> <p>(1) 立替払方式の場合は、利用者が利用者アプリ等において第 3 条第 2 項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店銀行 (第 1 条の 2 第 1 項第 2 号の場合にあっては、BP 直接加盟店) が利用者に代わって売買取引債務を支払う旨の契約が利用者と当該 BP 加盟店との間で成立するものとし、この契約も Bank Pay 取引契約に含めるものとします。また、この場合、当該 BP 加盟店銀行は自ら又は BP 直接加盟店もしくは BP 任意組合を通じて当該売買取引債務の立替払をするものとし (第 1 条</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
<p>しによって支払うものとします。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>(中略)</p>	<p>の2第1項第2号の場合にあっては、BP 直接加盟店が当該売買取引債務の立替払をし、BP 加盟店銀行が当該立替払に基づく補償債務を BP 直接加盟店に履行するものとし)、利用者は第1条第2項及び第1条の2第1項に基づき当該 BP 加盟店銀行に対して負担する補償債務を、登録預金口座からの引落しによって支払うものとします。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>(中略)</p>
<p>9. (利用者端末の盗用等による損害等)</p> <p>(1) 利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録されたこと、または、利用者端末の紛失もしくは盗難 (以下「盗難等」といいます。) にあったこと等により、第三者によって不正に行われた Bank Pay 取引 (以下「不正利用」といいます。) については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対して当該不正利用にかかる損害 (手数料や利息を含みます。) の額に相当する金額の補てんを請求することができます。但し、不正利用が次条に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>① 利用者端末の盗難等に気付いたとき (利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合にあっては、不正利用されたことに気づいたとき) に、直ちに当行への通知が行われていること</p> <p>② 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の不正利用にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</p>	<p>9. (利用者端末の盗用等による損害等)</p> <p>(1) 利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録されたこと、または、利用者端末の紛失もしくは盗難 (以下「盗難等」といいます。) にあったこと等により、第三者によって不正に行われた Bank Pay 取引 (以下、本章において「不正利用」といいます。) については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対して当該不正利用にかかる損害 (手数料や利息を含みます。) の額に相当する金額の補てんを請求することができます。但し、不正利用が次条に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>① 利用者端末の盗難等に気付いたとき (利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合にあっては、不正利用されたことに気づいたとき) に、直ちに当行への通知が行われていること</p> <p>② 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の不正利用にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
<p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の 30 日（当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を超えた日数）前の日以降になされた不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。但し、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>12. (Bank Pay 取引の取扱停止等)</p> <p>(1) 当行は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表または利用者に通知することなく、Bank Pay 取引の取扱いの全部または一部の提供を停止する措置を講じることができるものとします。</p> <p>(2) 当行は、Bank Pay 取引に関するシステム保守等の維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、当行または Bank Pay 取引に関する基幹システムを提供する者の判断により、Bank Pay 取引の一部または全部の取扱いを停止することができるものとします。この場合には、緊急を要する場合を除き、利用者に対して事前に当行ホームページ等で公表するものとします。</p> <p>(3) 当行は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに利用者</p>	<p>を除き、当行は、当行への通知が行われた日の 30 日（当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を超えた日数）前の日以降になされた不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、本章において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。但し、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>12. (Bank Pay 取引の取扱停止等)</p> <p>(1) 当行は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表または利用者に通知することなく、Bank Pay 取引の取扱いの全部または一部の提供を停止する措置を講じることができるものとします。</p> <p>(2) 当行は、Bank Pay 取引に関するシステム保守等の維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、当行または Bank Pay 取引に関する基幹システムを提供する者の判断により、Bank Pay 取引の一部または全部の取扱いを停止することができるものとします。この場合には、緊急を要する場合を除き、利用者に対して事前に当行ホームページ等で公表するものとします。</p> <p>(3) 当行は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに利用者による利用者アプリの利用を廃止または停止することができます。</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
<p>による利用者アプリの利用を廃止または停止することができます。</p> <p>① 利用者がこの規定または利用者アプリ所定の利用規約に違反したときまたはそのおそれのあるとき</p> <p>② 利用者が利用者アプリの利用に際して当行に虚偽の情報を提供したとき</p> <p>③ 差押、破産、民事再生申し立て等、利用者の信用状態が著しく悪化したとき</p> <p>④ 利用者が換金目的で Bank Pay 取引を利用したとき</p> <p>⑤ 利用者が Bank Pay 取引を不正な資金洗浄、テロ資金供与その他法令で禁止される不正な取引等に利用しているときまたはそのおそれがあるとき</p> <p>⑥ その他、利用者による Bank Pay 取引の利用状況が適当でないとき当行が判断したとき</p> <p>(4) 当行は、前三項に基づく Bank Pay 取引の取扱いの停止もしくは利用者アプリの利用停止または廃止に起因して利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。</p> <p>13. (規定の変更)</p> <p>当行は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当行所定の方法で利用者に通知することにより、この規</p>	<p>① 利用者がこの規定または利用者アプリ所定の利用規約に違反したときまたはそのおそれのあるとき</p> <p>② 利用者が利用者アプリの利用に際して当行に虚偽の情報を提供したとき</p> <p>③ 差押、破産手続開始、民事再生手続開始の申立て等、利用者の信用状態が著しく悪化したとき</p> <p>④ 利用者が換金目的で Bank Pay 取引を利用したとき</p> <p>⑤ 利用者が Bank Pay 取引を不正な資金洗浄、テロ資金供与その他法令で禁止される不正な取引等に利用しているときまたはそのおそれがあるとき</p> <p>⑥ その他、利用者による Bank Pay 取引の利用状況が適当でないとき当行が判断したとき</p> <p>(4) 当行は、前三項に基づく Bank Pay 取引の取扱いの停止もしくは利用者アプリの利用停止または廃止に起因して利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。</p> <p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>13. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当行が提供する個人間の少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
<p>定を変更できるものとします。</p>	<p>「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。</p> <p>14. (登録の方法等)</p> <p>(1) 利用者アプリを用いて BP ことら送金を行う場合には、第 2 条に従って利用者アプリに預金口座を登録することが必要となります。</p> <p>(2) 第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定は、利用者アプリを用いた BP ことら送金に関し、「Bank Pay 取引」とあるのを「BP ことら送金」と読み替えて適用するものとします。</p> <p>15. (利用者アプリを用いた BP ことら送金の方法等)</p> <p>(1) 利用者が、利用者アプリを用いて BP ことら送金を行う場合は、送金額、送金先となる金融機関（資金移動業者を含み、以下「受取金融機関」といいます。）に関する情報、送金先となる預金口座に係る口座番号または資金移動業者のアカウント（資金移動業者が為替取引に係るサービスを提供するために資金移動業者のサービスを利用する者ごとに開設されるアカウントをいいます。以下、送金先となる預金口座および資金移動業者のアカウントを総称して「受取口座」といいます。）を特定するための資金移動業者所定の ID 等の情報その他の利用者アプリ所定の情報（以下「送金情報」という。）を入力して、当行に対して BP ことら送金の依頼を行うものとします。BP ことら送金の依頼に当たっては、送金情報に誤りがないか、よく確認してください。</p> <p>(2) BP ことら送金を行う際に利用者アプリにおいて要求された場合には、利用者アプリにおいてパスワード等を入力して本人認証を行ってください。</p> <p>(3) 利用者は、利用者アプリを用いて、当行及び利用者アプリ所定の方法</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
	<p>で、第 2 条に基づき利用者アプリに登録した当行の預金口座における預金残高を確認することができます。利用者が本項に基づく預金残高の確認を行った場合、利用者は、当行が、当該預金残高に係る情報を利用者端末に表示させることを目的として、当該預金残高に係る情報を機構及び BP ことら送金に関して当行と契約を締結した電子決済等代行業者に提供することを承諾するものとします。なお、利用者端末に表示される預金残高については、利用者アプリの制約により正しく表示されないことがあります。</p> <p>16. (アカウント代替符号を用いた BP ことら送金)</p> <p>(1) 前条第 1 項にかかわらず、利用者は、同項に定める受取金融機関に関する情報および口座番号または ID 等の情報の入力に代えて、受取人 (BP ことら送金における資金の受取人をいいます。以下同じとします。) が設定したアカウント代替符号 (BP ことら送金を通じて資金を受け取るために、受取口座に紐づく利用者の携帯電話番号その他の当行所定の符号をいいます。以下同じとします。) を利用者アプリに入力することにより、BP ことら送金を行うことができます。この場合、利用者アプリに入力されたアカウント代替符号は、同項に定める送金情報に含まれるものとします。</p> <p>(2) 利用者は、BP ことら送金を通じて資金を受け取るために、利用者アプリ所定の手続に従って、アカウント代替符号を設定することができます。当行は、当該手続に従ってアカウント代替符号が設定されたことを確認した場合には、利用者が自らこれを設定したものとみなすことができるものとします。</p> <p>(3) アカウント代替符号を入力の上、BP ことら送金の依頼を行う場</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
	<p>合、当該送金の依頼とともに受取人に対して当行所定の方法によりメッセージを送ることができます。ただし、送金先の金融機関または資金移動業者における登録状況によっては、受取人がメッセージを受け取ることができない場合があります。</p> <p>(4) 第 15 条及び第 16 条第 2 項及び第 3 項に基づく入力により利用者アプリ上に受取人の名称等が表示されますので、当該受取人の名称等に誤りがないかを事前に確認のうえ、BP ことら送金の依頼を行ってください。なお、他の利用者から金融機関または資金移動業者に対して、受取口座宛での BP ことら送金の依頼が行われるにあっても、当該金融機関または資金移動業者の他の利用者が使用するアプリ上に当該入力に相当する入力が行われると、利用者の名称が表示され、当該金融機関または資金移動業者および当該入力を行った者が当該情報を取得することになります。</p> <p>(5) 第 15 条及び第 16 条に定める BP ことら送金の依頼内容について、利用者アプリへの誤入力があったとしても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>17. (利用停止)</p> <p>(1) 第 15 条及び第 16 条に基づく BP ことら送金の依頼の手續において、アプリ上に受取人の名称が表示されたにもかかわらず、当行所定の回数を超えて BP ことら送金の依頼を行わない場合は、BP ことら送金サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(2) 本規定に違反したとき等利用状況に鑑み、当行が必要と認めたときには BP ことら送金の利用を停止することがあります。</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
	<p>18. (送金契約の成立)</p> <p>(1) BP ことら送金における送金契約は、当行が第 15 条第 1 項の依頼を承諾し、送金資金を受領した時に成立するものとします。</p> <p>(2) 前項の送金契約が成立した場合であっても、当行は依頼内容の明細を記載した受付書等の書面の交付は行いません。依頼内容の詳細は、利用者アプリにおいてご確認ください。</p> <p>19. (送金通知の発信等)</p> <p>(1) 前条の送金契約が成立したときは、当行は、送金情報に基づいて、受取金融機関宛てに送金通知を発信します。</p> <p>(2) 当行が前項に基づく送金通知を発信しても、受取金融機関または受取口座の状況等により、受取口座への入金が発信日の翌日以降となる場合があります。</p> <p>(3) 利用者アプリ上で入金完了の表示がなされた場合であっても、受取人による当該送金の受領が拒否され、当該送金額が利用者の預金口座に戻される場合があります。</p> <p>20. (BP ことら送金の取扱範囲)</p> <p>(1) 次の場合には、BP ことら送金を行うことはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 停電、通信障害、システム保守、故障等により BP ことら送金の取扱いができないとき ② 1 回あたりの送金額が 10 万円または当行所定の金額のいずれか少ない額を超えるとき ③ 利用者の預金口座の残高が送金額に満たない場合 (ただし、当行が当座貸越により BP ことら送金の実行を認めた場合を除きます。)

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
	<p>④ 1日当たりのBPことら送金での送金額の合計が、当行所定の金額を超過するとき</p> <p>⑤ 受取金融機関がBPことら送金に対応していないとき、受取金融機関がBPことら送金に係る送金資金の受入れを拒んだとき、または受取金融機関所定のBPことら送金に係る送金資金の受入れができない日または時間帯であるとき</p> <p>⑥ 受取口座が実在しないとき、または、受取金融機関において凍結されているとき</p> <p>⑦ 利用者または受取人が、非居住者（所得税法第2条第1項第5号に定める「非居住者」をいいます。）であるとき</p> <p>⑧ 利用者または受取人が個人ではないとき</p> <p>⑨ 利用者が送金情報を当行所定の回数誤って入力したとき</p> <p>⑩ 送金の実行に当たって利用者の本人認証ができないとき</p> <p>⑪ 利用者アプリが機能していないとき</p> <p>⑫ 利用者端末の故障・破損により、利用者アプリの利用が困難な場合</p> <p>⑬ 当行所定のBPことら送金を行うことができない日または時間帯であるとき</p> <p>⑭ 利用者による預金口座の利用が当行によって停止されているとき</p> <p>⑮ 受取口座が不相当と当行が判断した場合</p> <p>⑯ その他、BPことら送金の実施が不相当と当行が判断した場合</p> <p>(2) 利用者の送金依頼に基づいて当行が第18条に従い送金資金を受領した後に、当該送金依頼に係る送金が前項各号に該当することが判明した場合には、当行所定の方法で利用者の預金口座に返金されます。</p> <p>21. (BPことら送金依頼時等の認証等)</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
	<p>(1) 当行は、利用者アプリを用いて行われる BP ことら送金の際に当該 BP ことら送金が利用者本人によるものであることを、次の各号に定める方法で確認します。</p> <p>① BP ことら送金の操作等の際に入力等されたパスワード等が、あらかじめ利用者アプリにおいて設定されたパスワード等と一致することの確認</p> <p>② BP ことら送金の際に使用された端末が利用者アプリに利用者本人の利用者端末として登録された端末であることの、利用者アプリ所定の方法での確認</p> <p>(2) 当行が前項に基づいて利用者本人による BP ことら送金であることを確認し、相違ないものと認めてその取扱いを行った上は、それが偽造、変造、盗用、第三者による成りすまし、その他の事故により、利用者本人による取引でなかった場合でも、当行は当該取引を有効なものとして取り扱います。また、そのために生じた損害については、第 28 条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) 当行は、利用者による BP ことら送金の利用状況などを勘案して、必要に応じて利用者に対して、登録預金口座のキャッシュカードまたは通帳、本人確認書類の提示等を要求する場合があります。</p> <p>22. (通知・照会の連絡先)</p> <p>(1) BP ことら送金について利用者へ通知または照会をする場合は、登録預金口座または受取口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。</p> <p>(2) 前項の場合において、連絡先の届出不備、誤入力または電話の不通等によって通知・照会することができなくても、これによって生じた</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
	<p>損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>23. (不正利用の調査等)</p> <p>(1) 当行は、BP ことら送金の不正利用の調査および検知のため、利用者の情報（利用登録またはアカウント代替符号の設定時に取得した利用者の情報を含みます。以下本条において同じです。）を、業務上必要な範囲で、他の金融機関および資金移動業者ならびにこれらの利用者に対して提供する場合があります。</p> <p>(2) 当行は、BP ことら送金の不正利用の調査および検知のため、利用者の情報（他の金融機関および資金移動業者の利用者の情報を含みます。）を、業務上必要な範囲で利用する場合があります。</p> <p>(3) 利用者が BP ことら送金の不正利用等があったことを認知したときは、速やかに当行へご連絡ください。</p> <p>24. (免責規定等)</p> <p>(1) 次の各号の事由によって BP ことら送金の利用ができない場合であっても、これによって生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき</p> <p>② 当行または金融機関もしくは資金移動業者の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき</p> <p>③ 当行以外の金融機関または資金移動業者等第三者の責に帰すべき事由があったとき</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
	<p>(2) 利用者が預金口座から誤って送金を行い、(なお、依頼内容の誤入力等を含む)あるいは二重に送金を行った場合等、当行の責めに帰すべき事由でないものにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>(3)法令、規則、行政庁の命令等により BP ことら送金に関わる情報の開示が義務付けられている場合 (当局検査を含みます)、当行は契約者または承認者の承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続きに基づいて当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>25. (取引内容の照会等)</p> <p>(1) 利用者は、受取口座において BP ことら送金による入金を確認できない場合は、速やかに当行に連絡してください。</p> <p>(2) 当行が発信した送金通知について受取金融機関から照会があった場合には、利用者アプリに登録された利用者の連絡先または利用者が当行に届け出た連絡先宛に、依頼内容について照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>26. (送金依頼の取消し、変更等)</p> <p>(1) BP ことら送金の依頼は、取消しまたは変更をすることはできません。</p> <p>(2) 利用者は、BP ことら送金を用いて誤った送金先に送金した場合には、当事者間においてこれを解決するものとし、当行は責任を負いません。</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
	<p>27. (送金手数料)</p> <p>当行は、利用者による BP ことら送金の利用に当たり、当行所定の手数料を登録預金口座から当行所定の時期に引き落とすことにより申し受けません。</p> <p>28. (利用者端末の盗用等による損害等)</p> <p>(1) 盗難等にあったこと等により、第三者によって不正に行われた BP ことら送金（以下、本章において「不正利用」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対して当該不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者端末の盗難等に気付いたとき（利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合にあつては、不正利用されたことに気づいたとき）に、直ちに当行への通知が行われていること ② 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の不正利用にあつたことが推測される事実を確認できるものを示していること <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の 30 日（当行に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数）前の日以降になされた不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、本章において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。但し、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
	<p>かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) 前二項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合の不正利用が最初に行われた日または利用者端末の盗難等があった日（当該盗難等があった日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる利用者端末を用いた不正利用が最初に行われた日）から、2 年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんを行いません。</p> <p>① 当該 BP ことら送金が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 利用者に重大な過失があることを当行が証明した場合</p> <p>イ 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合</p> <p>ウ 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</p> <p>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して利用者端末の盗難等にあった場合</p> <p>(5) 利用者が不正利用を受けた者から損害賠償又は不当利益返還を受けた場合は、その限度において、第 1 項に基づく補てんの請求に応じることはできません。</p> <p>(6) 当行が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当行は当該補てん</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
	<p>を行った金額の限度において、不正利用を受けた者その他の第三者に対して利用者が有する損害賠償請求権又は不当利益返還請求権を取得するものとします。</p> <p>(7) 前項までの規定の適用は、個人である利用者に限るものとします。</p> <p>29. (規定の適用)</p> <p>(1) 第 6 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条の規定は、「Bank Pay 取引」とあるのを「BP ことら送金」と読み替えた上、BP ことら送金にも適用するものとします。</p> <p>(2) 本規定に定めのない事項については、当行所定の各関連規定により取扱うものとします。なお、本規定において定義のない用語で、上記各関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。</p> <p>第 3 章 その他</p> <p>30. (譲渡・質入れの禁止)</p> <p>この規定に基づく当行のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</p> <p>31. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものと</p>

新旧対比表 (Bank Pay 取引規定)

旧	新
<p>以上</p>	<p>します。</p> <p>32. (準拠法と管轄)</p> <p>本規定および本規定に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p>以上</p>

以上